



Q

Question Ⅲ-3

イーザーラーメン橋で上下部で分割発注となる場合は特許使用料の支払いはどのようにになりますか？

A

上下部で分割発注される場合は各々の発注明細に対して特許使用料を分割して請求いたします。

イーゼスラブ橋協会事務局に分割される明細を連絡いただき特許見積を取得してください。

2016・03・10 更新

Q

Question Ⅲ-4

特許使用料に値引きはありますか？

A

特許使用料は発注者と特許権者との契約事項ですので、支払いを代行される受注会社への値引きはありません。発注者に提示した特許使用料見積金額に従って受注会社は発注者に代わって特許使用料のお支払いを行ってください。

2016・03・10 更新

Q

Question Ⅲ-5

特許実施許諾はどの様にすれば取得できますか？

A

特許使用料の入金を受注会社を介してしていただき、入金の確認後、特許実施許諾書(兼特許使用料受領証明書)をエーイージャパン(特許権者)より発行いたします。

2016・03・10 更新

Q

Question Ⅲ-6

工事入札はイーゼスラブ橋協会会員しか参加できませんか？

A

いいえ、該当する工種の入札参加資格を所有する地元の会社であれば入札に参加できます。

2016・03・10 更新

Q

Question Ⅲ-7

工事の施工分担について協会会員が実施する必須項目はありますか？

A

イーゼスラブ橋では桁製作、支承工、桁架設工、桁下面型枠工、横繫鉄筋工が該当し、イーザーラーメン橋では桁製作、桁架設工、桁下面型枠工、横繫鉄筋工、上下部剛結工が該当します。

その他の特許範囲の施工に関しては工事受注会社とESB協会会員が協議の上分担します。

2016・03・10 更新

Q

Question Ⅲ-8

イーゼスラブ橋・イーザーラーメン橋に特記仕様書はありますか？

A

特記仕様書がありますので資料③④を参照ください。

2016・03・10 更新

(資料③)

特記仕様書

1. 本工事の橋梁 (イージーラーメン橋) は、下記の特許を用いた工法を採用している。

特許第 4318694 号 (床版橋構造)  
商標登録第 5071037 号 (イージーラーメン)

特許権者

エーイージャパン株式会社  
〒920-0944  
石川県金沢市三口新町 3 丁目 9 番 6 号  
TEL 076-261-1360  
FAX 076-261-9628  
Email [info@a-e-japan.com](mailto:info@a-e-japan.com)

2. 本特許の使用に係る特許権者との必要な手続きは工事請負者が行うものとし、工事請負者はその使用に関する一切の責任を負うものとする。  
また、工事請負契約時には、現場に配置する ESB 施工技術者講習修了証を有する技術者 の講習修了証の写しを契約書と同時に提出すること。
3. 工事請負者は、工事請負契約日から 60 日以内 に本特許の使用に係る特許使用料を特許権者に支払うものとする。特許権者はその証明として特許実施許諾書 (兼特許使用料受領証明証) を発行し、工事請負者は上記の特許実施許諾書を監督員に提出し、確認を受けるものとする。
4. 工事請負者は、ESB 施工技術者講習修了証を有する技術者 を必ず現場に配置し、その指示に従って適正に施工管理を行うこと。もし、指示に従わない場合には、特許実施許諾を取り消されることがあるので注意すること。この場合、工事請負者はいかなる損害賠償も行うことはできない。
5. 工事請負者は、本橋の施工管理に必要な技術資料 (施工マニュアル等) の最新版データを一般社団法人イージースラブ橋協会 (以下「ESB 協会」という。) の管理するインターネットサイト (<http://www.esb-jp.com/>) から入手し、工事着手前に施工管理方法等の確認を行うこと。もし、疑義がある場合には、遅延なく ESB 協会会員または下記に示す ESB 協会事務局に問い合わせを行い、疑義を解決した後に工事に着手すること。

一般社団法人 イージースラブ橋協会 事務局  
〒920-0944  
石川県金沢市三口新町 3 丁目 9 番 6 号  
TEL 076-264-1184  
FAX 076-264-1175  
Email [info@esb-jp.com](mailto:info@esb-jp.com)  
<http://www.esb-jp.com/>

(資料④)

特記仕様書

1. 本工事の橋梁（イーゼースラブ橋）は、下記の特許を用いた工法を採用している。

特許第 3708495 号（床版橋の構造）  
商標登録第 4678433 号（イーゼースラブ）

特許権者

エーイーゼージャパン株式会社  
〒920-0944  
石川県金沢市三口新町3丁目9番6号  
TEL 076-261-1360  
FAX 076-261-9628  
Email [info@a-e-japan.com](mailto:info@a-e-japan.com)

2. 本特許の使用に係る特許権者との必要な手続きは工事請負者が行うものとし、工事請負者はその使用に関する一切の責任を負うものとする。  
また、工事請負契約時には、現場に配置する ESB 施工技術者講習修了証を有する技術者の講習修了証の写しを契約書と同時に提出すること。
3. 工事請負者は、工事請負契約日から 60 日以内に本特許の使用に係る特許使用料を特許権者に支払うものとする。特許権者はその証明として特許実施許諾書（兼特許使用料受領証明証）を発行し、工事請負者は上記の特許実施許諾書を監督員に提出し、確認を受けるものとする。
4. 工事請負者は、ESB 施工技術者講習修了証を有する技術者を必ず現場に配置し、その指示に従って適正に施工管理を行うこと。もし、指示に従わない場合には、特許実施許諾を取り消されることがあるので注意すること。この場合、工事請負者はいかなる損害賠償も行うことはできない。
5. 工事請負者は、本橋の施工管理に必要な技術資料（施工マニュアル等）の最新版データを一般社団法人イーゼースラブ橋協会（以下「ESB 協会」という。）の管理するインターネットサイト（<http://www.esb-jp.com/>）から入手し、工事着手前に施工管理方法等の確認を行うこと。もし、疑義がある場合には、遅延なく ESB 協会会員または下記に示す ESB 協会事務局に問い合わせを行い、疑義を解決した後に工事に着手すること。

一般社団法人イーゼースラブ橋協会 事務局  
〒920-0944  
石川県金沢市三口新町3丁目9番6号  
TEL 076-264-1184  
FAX 076-264-1175  
Email [info@esb-jp.com](mailto:info@esb-jp.com)  
<http://www.esb-jp.com/>